

新 城 市 議 会

経 済 建 設 委 員 会

平成24年12月12日（水曜日）

経済建設委員会

日時 平成24年12月12日（水曜日）午前9時00分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 産業・立地部、環境部、建設部

第175号議案	「質疑・討論・採決」
第176号議案	「質疑・討論・採決」
第177号議案	「質疑・討論・採決」
第178号議案	「質疑・討論・採決」
第179号議案	「質疑・討論・採決」
第180号議案	「質疑・討論・採決」
第181号議案	「質疑・討論・採決」
第182号議案	「質疑・討論・採決」
第183号議案	「質疑・討論・採決」
第184号議案	「質疑・討論・採決」

出席委員（5名）

委員長	長田共永	副委員長	中根正光
委員	山田たつや	森 孝	夏目勝吾（議長）

欠席委員 なし

説明のため出席した者

産業・立地部、建設部の副課長職以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 滝下一美 議事調査課長 村田道博

開 会 午前9時00分

○長田共永委員長 ただいまから経済建設委員会を開会します。

本日は、10日の本会議において本委員会に付託されました第175号議案から第184号議案までの10議案について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第175号議案 新城市森づくり会議条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第175号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長田共永委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

第176号議案 新城市山吉田トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第176号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長田共永委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第177号議案 新城市省エネルギー及び再生可能エネルギー推進条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

森委員。

○森 孝委員 177号議案について、せんだって本会議の席では、丸山隆弘議員からソフト面のいろいろな質疑があったと思いますが、私は、ちょっと角度を変えて、せつかくこの条例がつくられるということで、ほかの面で聞いてみたいと思うんですが、まず、いわゆる太陽光パネルとかそういうものをつくった場合、これは固定資産税の対象になるのかどうかということを1点。

それから、特に今、電話やなんかで、太陽光パネルを設置しませんかというようなセールスがあるわけですが、これを農地につくる場合、農地法の関係はどうなるのか。農地法は、特にいろいろと難しい問題があると思うんです。その2点についてお伺いしたいと思います。お願いいたします。

○長田共永委員長 西村室長。

○西村仁志環境政策推進室長 2点のご質疑をいただきましたので、まず、最初の質問、つくった場合については税の対象か否かという部分についてですが、固定資産税が市に入っています。具体的に、その金額については、施設の規模であったりだとか、内容であったりだとか、そうしたものによって異なっています。先日、12月10日に杉山地区で教習所の跡地の利用についての説明会が開催された資料を見ますと、そちらの資料では

太陽光パネル事業の試算ということで、固定資産税が500キロワットで1,500万円程度、1メガワットで3,000万円程度、これは17年間にわたって分割されて入ってくるというイメージになりますけれども、ただ、あくまでこれはその場所でやる事業者での試算ですので、事業者によっていろいろな施設の内容が、先ほど申しましたように違ってまいりますので、額は一応目安ということでお考えいただきたいと思います。

それと、あと、農地法につきましては、この3月にですけれども、かなり規制緩和が行われまして、規制緩和の中の一つとして今、検討がなされております。その中で、耕作放棄地などを利用して再生可能エネルギーを普及させていくような、農山漁村再エネ法という案が閣議決定はなされたものの、国会の状況があのような形ですので廃案になったりだとか、なかなか思うように進んでいないのが実情でございます。とはいうものの、そうした動きというのは国においてもなされておりますので、個別に、例えば新城市内でいきましても、例えば土地利用について都市計画区域であったりだとか、そうでなかったりだとか、いろんな要件で異なってくることがございますので、個別の事案について、そうした手落ちがないように横の連絡を密にしながら、ちゃんと情報提供をもって進んでまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○長田共永委員長 ほかに質疑はありませんか。

山田委員。

○山田たつや委員 私も豊橋とか、田原とか、今、太陽光のことをよく取り上げておるんですけれど、新城市も杉山、徳定地区の大きさの説明を受けたんですが、このような太陽光パネル等の説明に関する資料というのは、委員会だけでいただけますでしょうか。

きっと、これからどんどん増えていくと思

うんですが、先ほど森委員が言われたように、農地だけじゃなくて、山もという発想が聞かれておるんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○長田共永委員長 西村室長。

○西村仁志環境政策推進室長 山につきましても、同様にいろんな法規制がかかってまいります。先ほど申し上げましたように、再生可能エネルギーを進めていこうという考え方自体は、国の方針として当然出ておりますので、それに沿った形で進めていきたいという考えはございますけれども、やはりベースになるのが、法的要求事項はちゃんと満たしていかなければいけないということがございます。ただ、そういう中で、皆さんにより身近にそうした再生可能エネルギーに取り組んでいっていただかなければいけないという意識は持っておりますので、情報提供はその都度、適宜やらせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○長田共永委員長 山田委員。

○山田たつや委員 今の点なんですけど、今回は私有地ということで、規制は割とかかかっていないじゃないかということで、説明にも、地域は特に大きな問題がないんじゃないかと進んでいると思うんですけれども、これは例えば、共有地で山で持っていて、そこに市街化区域であっても斜面とか、そういう面があるんですけれども、市街化区域で私有地である場合、そういうところに誘致とか、そういうことについては可能になるわけですか。

○長田共永委員長 西村室長。

○西村仁志環境政策推進室長 「しゅうち」というのは新城市有地という考え方ですか。私有地ですか。

○長田共永委員長 山田委員。

○山田たつや委員 私の。

○長田共永委員長 西村室長。

○西村仁志環境政策推進室長 先ほどお話ししましたように、やはり、例えば急傾斜地であ

れば、そうした規制がかかってまいりますので、関係各課と、要するに個々のご相談には、当然、現状として対応させていただいておりますので、その都度、その都度、誠意を持って対応させていただきたいと思っております。

○長田共永委員長 今回の件なんですけれども、個々の設置に関するガイドライン等を示していただけるという答弁と理解してよろしいですか。

西村室長。

○西村仁志環境政策推進室長 個々の設置と。

○長田共永委員長 例えば、今、パネルの話をしておったんですけれども、個々の案件によつての、例えば市有地だろうが、私だろうが、民地だろうがという部分の設置に関する部分というような、個別対応ということと、その設置に伴うガイドラインというのを。

西村室長。

○西村仁志環境政策推進室長 ガイドラインという形では非常に難しい部分があるものから、例えば、ここの土地にこうしたものを、どれだけの規模のものをつくりたいというご相談があった場合に、それを受けて個別に、この土地はこういう法律がかかってまいります、ここをクリアしてくださいというような相談は、今でも応じさせていただいておりますので、それを一つのガイドラインにまとめてしまうと非常にわかりにくくなってまいりますので、よろしく願います。

○長田共永委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第177号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長田共永委員長 異議なしと認めます。

よつて、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第178号議案 新城市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第178号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長田共永委員長 異議なしと認めます。

よつて、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第179号議案 新城市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第179号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長田共永委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第180号議案 新城市営住宅等の整備に関する基準を定める条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第180号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長田共永委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第181号議案 新城市都市公園条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第181号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長田共永委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第182号議案 新城市営住宅管理条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

森委員。

○森 孝委員 このところで、新しく条例によって認められる方について、以前も独身者が入れるというときにもお伺いしたんですけども、今度、新しい条件の中で、募集された方に対する優先順序というか、その辺のところはどのように考えておるのかお伺いいたします。

○長田共永委員長 松本課長。

○松本博也都市計画課長 今年の4月から単身世帯を受け入れしまして、そのときにはこの委員会で、単身については家族の方を優先するので、その人たちは一定に募集した時点で後ろについていただいて、入っていただくとお答えをしましたが、今回は条例で裁量階層の20歳未満の方を扶養する方と規定しまして、何かと出費の多い20歳未満を扶養するご家族にも門戸を開いたということです、一律の規定で先着順で入っていただこうと思っています。

○長田共永委員長 ほかに質疑はありませんか。

山田委員。

○山田たつや委員 一つ、お伺いしたいんですけど、最近、銀行との契約では反社会的な組織に入っていると、いろんな問題がある点についての契約書があるんですが、今回も、入る方がそういう反社会的な運動とか、そういうものにかかわる人はこれに入れなとか、そういうのが条項に入ってますでしょうか。

○長田共永委員長 松本課長。

○松本博也都市計画課長 それは暴力団関係ということでしょうか。既に入っております、入居審査の段階で確認をして、受け付けをするようにしています。

○長田共永委員長 ほかに質疑はありませんか。

中根副委員長。

○中根正光副委員長 20歳以下とした理由は。

○長田共永委員長 松本課長。

○松本博也都市計画課長 20歳未満にした経緯は、実は、これは愛知県の公営住宅の条例にもかかわっております、愛知県が20歳未満を扶養する家族に裁量階層を含めましたので、新城市内には県営の住宅もありますし、市営の住宅もありますので、経営する住宅ごとに制度が変わってはいけないので、新城市もそれに合わせて裁量階層に加えることにしました。

○長田共永委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第182号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長田共永委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第183号議案 新城市水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第183号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長田共永委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第184号議案 新城市下水道条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第184号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長田共永委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○長田共永委員長 松本課長。

○松本博也都市計画課長 先ほどの答弁で、一つ追加をしておきたいところがあるんですけどもよろしいですか。

先ほど、20歳未満の子供を扶養する家庭を

裁量階層に加えると言いまして、愛知県もそういう動きであるということを行いました、実は、愛知県は今、11月に確認したところ、2月の議会にそれを提出するということになっておりますので、確定したのではなくて、私たちの情報の中でそう聞いておりましたので、我々も市の条例に盛り込んだということですので、条例は少し時間差がありますので、確定は2月議会と聞いております。

○長田共永委員長 よろしいですか、ほかには。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長田共永委員長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これをもちまして経済建設委員会を閉会いたします。

閉 会 午前9時19分

以上のおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

経済建設委員会委員長 長田共永